

公立大学法人大阪府立大学教職員等の利益相反管理に関する規程実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人大阪府立大学教職員等の利益相反管理に関する規程（以下「規程」という。）第14条の規定に基づき教職員等の利益相反管理の実施について必要な事項を定めるものとする。

(利益相反管理委員会)

第2条 規程第5条に規定する利益相反管理委員会について、次の事項を定める。

- (1) 利益相反管理委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (2) 利益相反管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(利益相反管理委員会審査部会)

第3条 規程第5条第6項に規定する審査部会は、次の事項について実施するものとする。

- (1) 規程第5条第6項の規定による利益相反カウンセリング委員会の評価案の審査
 - (2) 研究推進機構長の付託により、公立大学法人大阪府立大学教職員兼業規程第3条第4項の規定による兼業許可申請の審査
- 2 審査部会の委員は次のとおりとし、部会長は研究推進機構長をもって充てる。
- (1) 研究推進機構長
 - (2) 総務部長
 - (3) 当該教職員等の所属する部局の長
- 3 審査部会は、部会長の招集により開催する。
- 4 審査部会は、委員全員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 審査部会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。
- 6 審査部会は、当該教職員等の技術等に関して見識を持つ者の意見を聴取することができるものとする。

(利益相反アドバイザー)

第4条 規程第6条第1項に規定する利益相反アドバイザーは、次の中から選任するものとする。

- (1) 顧問弁護士
- (2) 利益相反管理に関して広く知識を持つ本学教職員

(利益相反カウンセリング委員会)

第5条 規程第7条に規定する利益相反管理委員会について、次の事項を定める。

- (1) 利益相反カウンセリング委員会の委員長は、研究推進課長をもって充てる。
- (2) 利益相反カウンセリング委員会は、委員長の招集により、開催する。
- (3) 利益相反カウンセリング委員会は、利益相反カウンセラーの3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(4)利益相反カウンセリング委員会の議事は、出席した利益相反カウンセラーの過半数で
決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(5)利益相反カウンセリング委員会の運営については、別に定める。

(各種様式)

第6条 利益相反管理の実施に係る各種様式は次のとおりとする。

| 項 目 | 様 式 |
|---------------|---------|
| 利益相反に関する自己申告書 | 様式第1号 |
| 自己申告書の評価案 | 様式第2号 |
| 審査付託書 | 様式第3号 |
| 審査決定書 | 様式第4号 |
| 自己申告書の評価決定書 | 様式第5-1号 |
| | 様式第5-2号 |
| 異議申立書 | 様式第6号 |
| 異議申立てに係る決定書 | 様式第7号 |
| 兼業許可申請審査付託書 | 様式第8号 |
| 兼業許可申請審査決定書 | 様式第9号 |

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から実施する。